

度ノ組織内容及方針ニ就テハ別ニ之ヲ定ム  
三三ヶ月ハ解雇セサルコト但シ今回ノ事件ニ關シ法令ニ觸  
レタルモノハ之ノ限ニ非ス

四其他ノ事項ハ最後ノ回答案ニ據ルモノトス  
本日添田理事ハ右ノ修正案ヲ工場主側ニ傳ヘタルニ工場主  
側ハ畏テ茅ニ田回答案第一項ニ依リ穩健ナル傍働團  
体ハ之ヲ交渉團體ト認メ勞資ノ相調ヲ進メテ蓄ラムトス  
ル意智アルニ現在ノ大阪造船組合ノ如キ鋼領主張宣  
言行動ハ工場主側ノ利害ト相及スルヤニ認メ居ルヲ以テ右  
ノ如キ修正案ニ同意シ推シト稱ハ強硬ナル態度ニ出ラ  
レハ右調停ハ目下ノ處成立ノ見込寡ク依然工場主  
側ハ強硬ナル態度ヲ固持シツアルノ狀況ニ有之  
右及申報候也

特秘茅六四八。彈

大正拾年六月拾五日

大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎殿  
海軍大臣 加藤友三郎殿  
警視總監 岡喜七郎殿  
兵庫縣知事 有吉忠一殿  
大阪地方裁判所 檢事正殿

藤永田造船所 勞働争議ニ關スル件

(茅三十一報)

一職工ハ工場主側ニ於テ讓歩ノ模稜ナキヲ以テ一般隋氣ヲ催  
セルノ傾向ナキニ非サルニ猶強硬派ハ極力激勵ヲ加ヘ持久對  
抗セムトスルモノニシテ此力為メ公志ノ結束ヲ計リ軟派職工  
ヲ監視スルト共ニ一面復級職工ノ阻止ニカムヘク出勤者ヲ途  
上ニ擁護彼等ノ階級意識ニ訴(或ハ威赫的ニ或ハ恣言ヲ  
列ヘ之ヲ阻止スル方針ヲ執リ本朝未引續キ之ヲ續行セ